

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年5月12日 15時00分ごろ
発生場所	鹿児島県長島町待島 ^{までしま} 北東方沖 待島灯台から真方位035° 400m付近 (概位 北緯32° 16.8′ 東経130° 11.5′)
事故の概要	貨物船第八金刀比羅丸 ^{こくとひら} は、北進中、浅所に乗り揚げた。 第八金刀比羅丸は、右舷船首船底に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年5月20日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八金刀比羅丸、685トン
船舶番号、船舶所有者等	135168、馬越海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	右舷船首船底に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：潮汐 高潮時
事故の経過	本船の喫水は、本事故当時、船首約2.0m、船尾約3.8mであった。 航海士は、船長から船橋当直を引き継いだ際、長島町堂崎鼻と待島の間の水路を航行して八幡瀬戸 ^{はちまん} に向ける針路とする旨を打ち合わせた。 本船は、航海士が、左舷側に待島が見えたので左転したところ、浅所に乗り揚げた。
分析	本船は、航海士が、単独の船橋当直につき、堂崎鼻と待島の間の水路入口を通過した後に左転したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられるが、船長及び航海士から情報が得られなかったため、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、航海士が、堂崎鼻と待島の間の水路入口を通過した後に左転したため、本船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。